

坂井市環境基本条例(平成18年坂井市条例第75号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 5R リデュース(廃棄物の発生を抑制し、その排出量を減らす取組をいう。)、リユース(一度使用した製品等を、その形状を変えず、繰り返して使用する取組をいう。)、リサイクル(既に使用した製品等を資源として再生利用する取組をいう。)、リフューズ(製品を購入する際に、使い捨て製品の購入を避け、不要な包装等を断る取組をいう。)及びリペア(製品等を修理して長期間使用する取組をいう。)の5つの取組を総称したものをいう。</u></p> <p><u>(5) プラスチックごみ 石油を主原料とするプラスチック素材を用いて製造された製品又は容器包装であって、廃棄されたものをいう。</u></p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 市は、教育活動、広報活動等を通じて、廃棄物 の発生の抑制のために、5Rの推進その他の資源循環の促進等に必要な取組を行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 市は、プラスチックごみによる環境への負荷を軽減するため、使い捨てプラスチック製品の使用的抑制、プラスチック代替素材の普及促進並びにプラスチックごみの分別回収及び再資源化の推進に関する取組</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 (略)</p>

を行うよう努めなければならない。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第10条 (略)

2 市は、学校、地域、職場等と連携して、市民の環境保全への意識が深まるように、環境保全に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

3 市は、市民及び事業者の環境美化の推進に関する意識の向上を図り、日常的な実践活動の促進を目的として、毎年6月を環境月間と定めるものとする。

4 市は、前項に定める環境月間において、一斉清掃活動日を設け、市民等に対し、積極的な参加を呼びかけ、清掃活動その他の環境美化に資する取組を行うものとする。

(情報の提供)

第12条 市は、第10条第1項及び第2項の環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに前条の市民、事業者又は民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第10条 (略)

(情報の提供)

第12条 市は、第10条_____の環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに前条の市民、事業者又は民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。